

誘導施設の休廃止届出書

(宛先) 岡谷市長

届出者は原則、
建主とします

届出日を記入

令和2年5月18日

届出者 住所 岡谷市幸町8番1号

氏名 岡谷 太郎

岡谷

連絡先 0266-23-4811

休止（廃止）の30日前まで
に届出が必要となります。

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

〇〇病院（病床30床）

岡谷市本町四丁目11番33号

2 休止（廃止）しようとする年月日：

令和2年6月18日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和2年6月18日から令和3年6月17日まで

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。